新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月27日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田



新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式 規程の一部を改正する規程

条文 別紙のとおり

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式 規程の一部を改正する規程

> 平成30年3月27日 訓令第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程(平成21 年新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「第55条」を「第55条・55条の2」に改める。

別表中様式第6号、様式第19号、様式第21号、様式第34号、様式第42号、様式 第46号及び様式第59号を次のように改める。

被保険者番号							
個人番号							
該当·非該当 年 月 日			年	月	日		
被保険者	氏 名					性別	男・女
以 体 恢 名	住 所						
介護保険施設	名 称						
病院等	所在地						

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

該当になった際現に当該世帯に属していた世帯の世帯主

住 所

氏 名

電話番号

(あて先) 新潟県後期高齢者医療広域連合長

	í	後期高 齢	冷者医療	索食事	事療	養標準	峰負担額	額差	額支	給申記	清書		
睿	被保険者	氏名											
療養を	けた生年月	日	年	月	目	被保険	(者番号						
	個人番	号											
	家を受けた医療機 D名称及び所在地	関											
	入院日数		年	月	日	から	年	月	目	まで	目	間	食
J	、 院に際して受け	た食事療養に	二対し支払っ	た額(標	雲準負担	旦額)							円
海	越額認定証の交付	申請又は提出	目ができなか	った理由	1								
\$	経病又は負傷の理	曲		第	三者行	ī為(交通	事故等)の)有無		有 • 第	無		
		•											
振 辽 分	<u> </u>			信月 協同	行 軍 用組合 司組合 動金庫				-	本 店 支 店 出張所)	預 金 種 別	普当貯	座
	座番号等 記載して下さい					•					•		
口戶	座名義人	1 1	<u> </u>	·									
()	カタカナ)												
	記のとおり関係 新潟県後期高齢 申請者(被保M	者医療広域	連合長 あ	って	食事履 <u>住</u>		負担額差額	頁支給	の申請を	をします。	年	月 	日
		<u>氏 名</u>					印 1	這話番	号				
			者医療食事	療養標準	準負担	!額差額支	だ給の受領	を下記	記の者に	委任しま	ぎす。 年	月	目
	委任状欄	委任を受 <u>〒</u>	ける方 	<u>住所</u>									_
		氏名					(É		電話番号	-			
			との関係					- <u>-</u>					_

市区町村記載欄				
交 付 区 分	長期該当年月日	年	月	日
支給申請の額				

		後期	高齢	者医	療生	生活	療	養標準	基負担	額	差客	頁支	給申	請書			
春 春		录 険者氏名															
療養を	が た 生	年月日			年	月	日	被保険	含者番号								
	作	固人番号					•										
	を受けた日 名称及び原																
	入院日	数		4	年	月	目	から	年	J	月	目	まで	E	間		食
入	.院に際して	て受けた生活	5療養に	対し支払	った額	頁(標	準負担	l額)								円	
減	額認定証の	の交付申請ス	(は提出	ができな	こかった	注理由											
発	病又は負債	傷の理由				第	三者行	為(交通	事故等)(の有無	#	1	j •	無			
振込先	:					銀信信協労	組合組合					本 支 出 (預 金 種 別		普通当座	
	医番号等							<u> </u>						<u> </u>			
口	載して下さい 区名義人		<u> </u>	<u> </u>													
(カ	タカナ)																
Ŕ	新潟県後其) 関係書類 明高齢者医 被保険者)	療広域		あて				負担額差額					年	月	日	
		<u>氏</u>	名							電話者	番号						
		委	任を受け	ける方		養標準	 負担	額差額支	で給の受領	頁を下	記の	者に	委任しる	ます。 年	月	日	
	委任状	欄				主所						舌番号					
		<u>被</u>	保険者と	との関係													

市区町村記載欄				
交 付 区 分	長期該当年月日	年	月	日
支給申請の額				

後期高齢者医療高額療養費支給申請書

被保険者番号	-			氏	名										
生年月日				性	別		電	話番号	7		_		_	_	
個人番号				I											
発病又は負	傷の理由		第	第三者:	行為	(交通	事故等	筝) の	有無	!		有	•	無	
振 込 先	銀 行・信用 信用組合・協同 労働										本 支 出張 (預金種別	普当	座
	座 番 号														
	フリガナ	-													
口座名義人	氏 名	1													
	新潟県後期高 上記のとおり 年	、高額	療養費	貴 の支 日		申請し	します。								
			氏	名						F	印				
委任状につい【委任状】		高額療 年	聚養費の 月	の受領	を下記					場合	にご	`記 力			
	委任する人		E	£	名								印		
	委任を受け	る人	ſ		·号 所		_						印		
			Ź	委任す	る人。	との関	関係 _								

電話番号

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料額決定通知書

※ 年度の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号						
賦課管理番号			決定年月日		年	月	日			
決定理由										
			年度分の後期	胡高齢者医療保険	段料額			田		

保険料算定の基礎

① 賦課のもととなる	① 賦課のもととなる所得金額		率	③所得割額 ①×②	④ 均等	割額	⑤算 ③-	出額 F④	⑥限度超過	過額
	円	O	%	円		円		円		円
⑦所得割軽減額	⑧均等割	軽減額		9年保険料額6-7-8	月数	⑩月	割減額	11)	保険料額※ ⑨-⑩	
円		円		円			円			円

※100 円未満切捨

裏面もご覧ください

後期高齢者医療保険料額決定通知書について

1. 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例の規定によって、新潟県に居住する後期高齢者医療の被保険者に対して賦課したものです。

2. 保険料の算出方法

保険料算出方法は以下のとおりです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額 (※1) × 所得割率 確定年保険料 均等割額 = 円 を限度とする]

なお、年度途中に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。

※1 賦課のもととなる所得金額 = 年中の所得 - 基礎控除額 (円)

3. 低所得者に対する軽減

(1) 所得割額の軽減

平成30年度から所得割額を軽減する特例措置は廃止となりました。なお、賦課のもととなる所得金額(※1)が58万円以下の方の所得割額は、平成28年度以前は5割、平成29年度は2割軽減となります。

(2) 均等割額の軽減

同一世帯内の加入者と世帯主の合計所得金額をもとに、均等割額を下表のとおり軽減します。

均	J等割軽減額	同一世帯内の加入者とその世帯主の合計所得額			
9割(円)軽減(※3)	33万円以下かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得が無い場合			
8.5割(円)軽減(※4) 33万円以下					
5割(円)軽減	33万円 + (加入者の数 (※5) × 27.5万円 (※6))以下			
2割(円)軽減	33万円 + (加入者の数 × 50万円 (※7)) 以下			

- ※3 平成21年度以降の保険料に適用されます。
- ※4 平成20·21年度追加軽減措置となります。なお、平成20年度は30,200円の軽減となります。
- ※5 平成25年度以前は世帯主を除く加入者の数となります。
- ※6 平成 26 年度以前は 24.5 万円、平成 27 年度は 26 万円、平成 28 年度は 26.5 万円、平成 29 年度は 27 万円となります。
- ※7 平成25年度以前は35万円、平成26年度は45万円、平成27年度は47万円、平成28年度は48万円、平成29年度は49万円となります。

4. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

制度加入前日において被用者保険(市町村国保・国保組合を除く健康保険)の被扶養者であった方は、所得割が課されず、均等割から5割(円)が軽減(※8)されます。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方は、いずれか大きい方の額が軽減されます。

※8 平成20年度分保険料では、4月から9月分まで負担なし、10月から3月分まで9割軽減された額となります。 平成21年度から平成28年度までは9割軽減された額、平成29年度は7割軽減された額となります。

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず軽減されていない方は、市区町村窓口へお申し出ください。

5. 審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」) に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由がある場ときは、審査請求が認められる場合があります。)
- (2) この処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。(正当な理由がある場合を除く。)

新潟県後期高齢者医療審査会 電話番号 025 (285) 5511 (代表)

7950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県庁 国保・福祉指導課内

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合 電話番号 025-285-3222 (業務課) 〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長即

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

※ 年度の後期高齢者医療保険料額を次のとおり変更しましたので通知します。

			_				
被保険者氏名			被保険者番号				
賦課管理番号		決定年月日		年	月	日	
決定理由							
		年度分の後期	期高齢者医療保険	料額			円

保険料算定の基礎

	①賦課のもとと なる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	4均等	等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
変更前	円	%	円		円		円
変更後	円	%	円		円		円
	⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	9年保険 5-6-7		月数	⑩月割減額	①保険料額※ ⑨-⑩
変更前	円	F	9	円		円	円
変更後	円	F		円		円	円

※100 円未満切捨

裏面もご覧ください

後期高齢者医療保険料額決定通知書について

1. 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例の規定によって、新潟県に居住する後期高齢者医療の被保険者に対して賦課したものです。

2. 保険料の算出方法

保険料算出方法は以下のとおりです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額 (※1) × 所得割率 確定年保険料 均等割額 = 円を限度とする]

なお、年度途中に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。

※1 賦課のもととなる所得金額 = 年中の所得 - 基礎控除額(円)

3. 低所得者に対する軽減

(1) 所得割額の軽減

平成30年度から所得割額を軽減する特例措置は廃止となりました。なお、賦課のもととなる所得金額(※1)が58万円以下の方の所得割額は、平成28年度以前は5割、平成29年度は2割軽減となります。

(2) 均等割額の軽減

同一世帯内の加入者と世帯主の合計所得金額をもとに、均等割額を下表のとおり軽減します。

均]等割軽減額	同一世帯内の加入者とその世帯主の合計所得額		
9割(円)軽減(※3)	33万円以下かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得が無い場合		
8.5割(円)軽減(※4) 33万円以下				
5割(円)軽減	33万円 + (加入者の数 (※5) × 27.5万円 (※6))以下		
2割(円)軽減	33万円 + (加入者の数 × 50万円 (※ 7)) 以下		

- ※3 平成21年度以降の保険料に適用されます。
- ※4 平成 20·21 年度追加軽減措置となります。なお、平成 20 年度は 30, 200 円の軽減となります。
- ※5 平成25年度以前は世帯主を除く加入者の数となります。
- ※6 平成 26 年度以前は 24.5 万円、平成 27 年度は 26 万円、平成 28 年度は 26.5 万円、平成 29 年度は 27 万円となります。
- ※7 平成25年度以前は35万円、平成26年度は45万円、平成27年度は47万円、平成28年度は48万円、平成29年度は49万円となります。

4. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

制度加入前日において被用者保険(市町村国保・国保組合を除く健康保険)の被扶養者であった方は、所得割が 課されず、均等割から5割(円)が軽減(※8)されます。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する 方は、いずれか大きい方の額が軽減されます。

※8 平成20年度分保険料では、4月から9月分まで負担なし、10月から3月分まで9割軽減された額となります。

平成21年度から平成28年度までは9割軽減された額、平成29年度は7割軽減された額となります。

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず軽減されていない方は、市区町村窓口へお申し出ください。

5. 審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」) に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由がある場ときは、審査 請求が認められる場合があります。)
- (2) この処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。(正当な理由がある場合を除く。)

新潟県後期高齢者医療審査会 電話番号 025 (285) 5511 (代表)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁 国保・福祉指導課内

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合 電話番号 025-285-3222 (業務課) 〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

様式第59号

戊	局長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	担当
域							
連							
ш							

下記のとおり、賦課の特例に係る後期高齢者医療保険料の額の修正の申出があり、相当の理由があると認められるので、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第22条第2項に基づき裏面調査票のとおり決定してよろしいでしょうか。

年度 後期高齢者医療保険料(暫定賦課額)修正申出書

申出の理由		
暫定保険料額		円
前年度保険料額(年額)		円
前年中の総所得金額等	添付書類(該当する記号を○で囲む) ア 所得税確定申告書の控又は写 イ 市町村県民税申告書の控又は写 ウ 給与所得の源泉徴収票の控又は写 エ その他(田
新潟県後期高齢者医療広 保険料の額の修正を申し出 年 月 日	域連合後期高齢者医療に関する条例第22条第1項の規定により、 ます。	
住所		
氏名 (被保険者)		
被保険者番号		
電話		
(あて先) 新潟県後期	明高齢者医療広域連合長	

(太枠の中のみ記載してください。)

後期高齢者医療保険料額修正調査書

調査年月日年	月	日	調査員氏名	
朔 红牛月口 +	月	Н	 加重貝以名	

1. 保険料修正の申出の確認

今年度保険料の見積額の算定

<u>有中段体映料切别</u>	其似^v/ 弄 に			
所得割額	円×	%=	А	円
均等割額		円	В	円
限度超過額	賦課限度額	円を超える額	С	円
均等割軽減額	割	軽減の額	D	円
端数	100円未満の端数		Е	円
月割減額	被保険者の異動に係る月割減額			円
今年度保険料の見積額(A+B-C-D-E-F)			G	円

※被扶養者であった被保険者の場合、A欄について留意願います。

今年度の保険料見積額(年額)①	前年度の保険料額(年額)②	
円		円

当該年度分の保険料見積額① 円は、前年度の保険料額② 2分の1未満であるから、申出について相当の理由があることを認める。

円の

2. 暫定賦課額の修正

暫定賦課額の修正

今年度保険料の見積額	G	円	×1/12×3=H
修正後の暫定保険料額	Н	円	※1/12を乗じた際 に100円未満切捨

(参考)期別保険料額の修正

納める月	変更前	変更後
4月	円	円
5月	円	円
6月	円	円
合計	円	円

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。